

第11章 準備書についての意見と事業者の見解

11.1 準備書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

「福島県環境影響評価条例」第16条及び第17条の規定に基づく準備書についての公告及び縦覧、説明会の開催の状況は、以下のとおりである。

なお、同条例第18条第1項の規定に基づく、準備書についての環境の保全の見地からの意見の提出は、無かった。

11.1.1 準備書の公告及び縦覧等

1. 準備書の公告及び縦覧

「福島県環境影響評価条例」第16条の規定に基づき、事業者は環境の保全の見地からの意見を求めるため、準備書を作成した旨その他事項を公告し、準備書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和7年2月25日（火）

(2) 公告の方法

①令和7年2月25日（火）付の次の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

- ・福島民報
- ・福島民友

②上記の公告に加え、次の「お知らせ」を実施した。

- ・インターネットによる掲載

当社ホームページ(<https://group.mmc.co.jp/osr/>)に、令和7年2月25日（火）より掲示

(3) 縦覧場所

自治体庁舎4箇所において縦覧を実施した。

①自治体庁舎

- ・福島県生活環境部環境共生課（福島市杉妻町2番16号）
- ・福島県いわき地方振興局県民部県民生活課（いわき市平字梅本15番地）
- ・いわき市役所市民ロビー（いわき市平字梅本21番地）
- ・いわき市役所小名浜支所（いわき市小名浜花畑町15番地1）

②インターネットの利用による公表（電子縦覧）

- ・当社ホームページ（<https://group.mmc.co.jp/osr/>）

(4) 縦覧期間

令和7年2月25日（火）から令和7年3月24日（月）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）とした。

(5) 縦覧者数（縦覧者名簿記載者数）

各縦覧場所において、縦覧者名簿への記名は無かった。

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「福島県環境影響評価条例」第17条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。説明会は、対象事業実施区域の存するいわき市で開催し、説明会開催の公告は、準備書の縦覧に関する公告と同時に行った。

説明会においては、砒素の現況濃度と本事業による影響に関する意見があった。

(1) 開催日時

令和7年3月12日（水）18時30分～19時25分

令和7年3月15日（土）10時00分～11時00分

(2) 開催場所

小名浜公民館（いわき市小名浜愛宕上7番地2）

(3) 来場者数

令和7年3月12日（水）：0名

令和7年3月15日（土）：1名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「福島県環境影響評価条例」第18条の規定に基づき、環境保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和7年2月25日（火）から令和7年4月7日（月）まで

（縦覧期間及びその後2週間、郵送の受け付けは当日消印有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

①縦覧場所に備え付けられた意見箱への投函

②事業者への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

「福島県環境影響評価条例」第18条の規定に基づく、準備書についての環境の保全の見地からの意見の提出は、無かった。

11.2 準備書についての知事の意見及び事業者の見解

準備書に対する福島県知事の意見及びこれに対する事業者の見解は、表11.2-1のとおりである。

表 11.2-1(1) 準備書について述べられた知事の意見と事業者の見解

知事の意見	事業者の見解
<p>1 総括的事項</p> <p>(1) 環境影響評価書（以下「評価書」という。）の作成にあたっては、調査地点の設定根拠や予測に使用した数値の算定根拠を具体的に示すとともに、必要に応じ説明内容に補足を加えること。また、可能な限り平易な言葉や図を用いると共に、専門用語についての説明の項を設けるなど、分かりやすい内容とするよう努めること。</p> <p>併せて、環境影響評価図書を縦覧期間終了後もインターネットでの閲覧を可能にする等、住民等の利便性の向上及び情報公開に努めること。</p>	<p>現地調査地点の設定根拠について、評価書第5章に各環境要素ごとに表で整理し追加しました（5.2-7, 5.2-17, 5.2-20, 5.2-27, 5.2-30, 5.2-33, 5.2-35, 5.2-38ページ）。水質予測に使用した数値（工業用水水温）の説明を評価書6.6-38ページに追記しました。また、可能な限り平易な言葉や図を用いるとともに、専門用語についての用語集を巻末に追加しました。</p> <p>環境影響評価図書を縦覧期間終了後もインターネットでの閲覧を可能にすることにより、住民等の利便性の向上及び情報公開に努めます。</p>
<p>(2) 環境影響の評価にあたっては、事業計画を具体化したうえで、不確定な要素がある場合にはその内容を評価書に具体的に記載すること。また、影響予測や環境保全措置について、不確実性の程度が大きい場合には事後調査の実施を検討し、その結果を評価書に記載すること。</p>	<p>事業計画について、準備書にできる限り具体的に示しており、不確定な要素は特にごさいません。影響予測や環境保全措置については、不確実性の程度は小さいと考えており、事後調査は実施しないこととしておりますが、排出ガス及び排水については自主的な環境監視を実施することとしており、環境監視計画を評価書7-13ページに示しました。</p>
<p>(3) 事業内容を変更する必要が生じ、当該変更により環境へ影響を与えるおそれがある場合には、再度、環境への影響を予測、評価した上で、必要な環境保全措置を講じること。また、工事中又は供用開始後に、現段階で予測し得ない環境への影響が生じた場合には、適切な対策を講じること。</p>	<p>現時点で事業内容を変更する予定はありませんが、変更する必要が生じ、当該変更により環境へ影響を与えるおそれがある場合には、再度、環境への影響を予測、評価した上で、必要な環境保全措置を講じてまいります。また、工事中又は供用開始後に、現段階で予測し得ない環境への影響が生じた場合には、速やかにその原因を調査するとともに、必要に応じて関係機関に相談の上、必要な措置を検討、実施してまいります。</p>
<p>(4) 対象事業実施区域の付近に住居が存在しており、より一層の環境影響を低減するため、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、利用可能な最良の技術の導入を検討するとともに、必要に応じて住民等に丁寧に説明すること。また、環境保全措置についての具体的な実施スケジュールを検討するとともに、排出ガス及び排水の自主測定の結果の公表等を検討し、その結果を評価書に記載すること。</p>	<p>新施設から発生した排出ガスは、二次燃焼室で完全燃焼してダイオキシン類を完全に分解、廃熱ボイラーで蒸気を回収した後、急冷塔で概ね200℃以下としてダイオキシン類の再合成を防止するなどの技術を導入し、地域環境への影響の低減に努めるとともに、必要に応じて地域の方々に説明致します。</p> <p>環境保全措置は、設備計画、工事、供用の各時期において、適切な時期に確実に実施してまいります。排出ガス及び排水等の自主的な環境監視の計画（項目、時期、頻度等）と監視結果の概要を公表する旨を評価書7-13ページに記載しました。</p>
<p>(5) 環境影響評価に用いる各種資料及び法令等の基準値等、評価書の記載内容について十分に精査すること。</p>	<p>環境影響評価に用いる各種資料及び法令等の基準値等、評価書の記載内容については、十分に精査しました。</p>
<p>2 個別的事項</p> <p>(1) 大気質について</p> <p>ア 排出ガスに対する環境保全措置について、設置する排ガス処理設備の構造及び規模を具体的に示すこと。</p>	<p>設置する排ガス処理設備など排ガス処理の具体的な内容について、評価書2-14ページに記載しました。</p>
<p>イ 大気質に係る砒素について、周辺地区において国の定める指針値を超過していることを踏まえ、既存施設からの寄与を明らかにした上で、既存施設を含めて実行可能な環境影響の回避低減策を検討すること。</p>	<p>ヒ素排出量は、評価書6.1-60ページにお示ししており、既設が130,000g/年(約95%)、新設が6,570g/年(約5%)と既設の寄与が大きくなっています。</p> <p>既存の施設からのヒ素排出量については排ガス処理施設の増設などにより低減しておりますが、更なる低減を図るべく、新規局排設備を設置予定としております。この局排増設で各炉に設置している局排排気フードの吸引力を増加させることができ、環境改善が図れるものと考えております。また、現在もいわき市と協議しながら大気質に係るヒ素の低減対策を進めておりこれからも継続していくこととなります。</p>

表 11.2-1(2) 準備書について述べられた知事の意見と事業者の見解

知事の意見	事業者の見解
<p>ウ スラグ等の破碎に伴い、粉じんの発生が見込まれる場合には、必要な環境保全措置を検討すること。</p>	<p>スラググリズリについては破碎設備ではなく粒径が大きいガラ状のものを除去するものです。 スラグ破碎機で取り扱うスラグについては WET 状態であることと破碎後の粒径が 10mm 程度と粗碎物であるため、粉じんの発生しにくい状態であると考えており、特段の粉じん対策は不要であると考えておりますが、必要に応じて破碎機の周囲を囲うなどの対策を講じてまいります。</p>
<p>(2) 騒音、振動、低周波音について 対象事業実施区域の付近に住居が存在していることを踏まえ、事業により発生する騒音の低減に取り組むこと。</p>	<p>対象事業実施区域の付近に住居が存在していることを踏まえ、騒音が発生する施設には、防音ラギングやサイレンサーを設置することなどにより、事業により発生する騒音の低減に努めてまいります。</p>
<p>(3) 悪臭について 悪臭に関する苦情が申し立てられた際は、特定悪臭物質及び臭気指数によるモニタリング調査の実施や悪臭防止対策に取り組むこと。</p>	<p>環境影響評価の結果によると煙突排出ガスからの悪臭の影響はほとんどないものと予測され、受け入れ廃棄物は悪臭の発生は想定されないものであることから、悪臭に関する苦情の発生は想定しておりませんが、万一苦情が申し立てられた際は、特定悪臭物質及び臭気指数によるモニタリング調査の実施や悪臭防止対策に取り組んでまいります。</p>
<p>(4) 水環境について ア 水環境に対する環境保全措置について、排水処理施設における管理項目や構造・規模を具体的に示すとともに、排水路が事業実施に伴う排水量の増加に十分対応できるものであることを示すこと。</p>	<p>排水処理施設における管理項目及び排水処理の具体的な内容（排水量増加への対応も含む）について、評価書2-18ページに記載しました。</p>
<p>イ 施設稼働時の水質（COD、全窒素全燐及び砒素）について、既存施設からの寄与を明らかにした上で、既存施設を含めて実行可能な環境影響の回避低減策を検討すること。</p>	<p>新設施設からの排水負荷は評価書6.6-36ページにお示しするとおり、排水量で従来より4%程度増加となります。 排水量増加により、既設排水処理設備の反応槽内での滞留時間が従来よりも4%程度減少する見込みですが、試験の結果から現状で必要な反応時間の2倍以上の滞留時間が確保されており十分に余裕があることから排水負荷の増加に対応可能と考えております。また新規設備稼働後に処理水の重金属濃度が上昇しないよう、消石灰や硫酸鉄などの薬剤添加量を管理し最適化する事で環境影響低減に努めてまいります。</p>
<p>ウ 地下水の水質への環境影響を低減するため、土壌汚染対策法に基づく対応に限らず、必要な環境保全措置を検討すること。</p>	<p>地下水の水質に係る環境保全措置については、いわき市環境監視センターの指導を受けながら、適切な措置を講じてまいります。</p>
<p>(5) 温室効果ガス等 事業場で予定するカーボンニュートラルの取組及びそれによる二酸化炭素の削減見込み量について、評価書に記載すること。</p>	<p>自燃式焼却炉にてシュレッダーダストを燃焼させた排熱を有効活用し、上記を製造・（二次）利用しCO₂削減を行います。その見込みを評価書6.14-4ページに記載しました。</p>
<p>3 その他 (1) 施設の稼働に伴い、飛灰等への放射性物質の濃縮が生じないか示すとともに、濃縮が生じた場合における処理方法を示すこと。</p>	<p>新設施設で処理する原料は、放射線検知器で検査し、放射性物質が混入していない事を確認済みである為、濃縮が生じる可能性がありません。また新設施設から発生した飛灰は既設銅製錬設備に投入し、銅鉱石とともに処理され、多量の銅スラグによって希釈される為、濃縮する事はありません。もし濃縮が生じた場合でも銅スラグを放射線検知器で検査しており発見でき、その際には関係法令に則り適切に処理致します。</p>

表 11.2-1(3) 準備書について述べられた知事の意見と事業者の見解

知事の意見	事業者の見解
(2) 事業の実施にあたって必要となる他の法令・条例等の手続については、それらを所管する関係部局等に確認や協議を実施し、遺漏がないよう対応すること。	事業の実施にあたって必要となる他の法令・条例等の手続については、それらを所管する関係部局等に確認や協議を実施し、遺漏がないよう対応いたします。

空白ページ